

1 米国の問題を他人事にしてはならない

日本国民に、まず認識していただきたい。周辺地域の混乱によって多数の人々が日本へ避難してくる事態は、私たちの暮らしに直結する問題である。海の向こうの出来事として眺めていても、到着する船を前にすれば、救助も受け入れも待ったなしとなる。施設や人員を、その場で一から整えることはできない。危機が起きてから考えるという姿勢では、国民生活も、逃れてきた人々の生命も守り切れない。

私はトランプ大統領の独善的な言動に好感を持ってない。だが、その移民政策を「乱暴だ」「非人道的だ」と非難するだけで済ませてよいのか。国家には国境を管理し、国民の安全と生活を守る責任がある。同時に、迫害や戦乱から逃れた人々を保護する責任もある。短期間の大量流入で施設、人員、財源が足りなくなれば、この二つの責任が現場で衝突する。方針を決めないまま、その判断を現場に押し付けることは許されない。

トランプが突き付けた問いを、日本自身の問題として受け止める必要がある。誰を保護し、どのように審査し、誰に帰還を求めるのか。受け入れを担う地域の負担を誰が支えるのか。政府と国会は具体的な答えを示さなければならない。国民も「政府が何とかするだろう」と任せきりにせず、備えの内容を確かめるべきだ。判断を先送りした代償は、到着先の住民と、保護を待つ人々が負うことになる。

2 米国で表面化した国家の責任

第二次トランプ政権は、米国第一主義の下、国境管理と不法移民対策を政権の主要課題に据えた。2025年1月20日には南部国境について国家緊急事態を宣言し、軍による支援を指示した。同月には迅速送還の対象拡大も打ち出した。国境管理を安全保障の問題として位置付け、行政権限を広く行使する姿勢が鮮明になったのである。

厳しい取締りや送還を支持する人々には、法に従って入国・滞在する人と、そうでない人を同じように扱ってよいのか、という不公平感があるだろう。政府が法律を執行できなければ、制度への信頼は損なわれる。一方、送還される人の事情を十分に確かめず、家族や生活の実態を顧みない執行が行われれば、取り返しのつかない被害を招く。国家の責任は、厳しく取り締まることだけでは完結しない。

ここで、言葉の意味を整理しておきたい。「移民」は、別の国へ生活の場を移す人々を広く指す。「不法滞在者」は、その国に滞在するための法的な資格を持たない人である。一方、「難民」は、政治的な意見や宗教などを理由に、自国で迫害を受けるおそれがあり、国の保護を受けられない人をいう。「庇護申請者」は、迫害などから身を守るため、他国に保護を求め、判断を待っている人である。例えば、入国や滞在の手續に違反していても、帰国すれば命を狙われる人はいる。反対に、保護を求めた人すべてが難民に当たるわけでもない。だからこそ、一人ひとりの事情を調べ、保護が必要か、日本での滞在を認めるかを判断しなければならない。

3 国内法を根拠とする権限にも限界がある

トランプ政権は、国境管理や送還について、米国の憲法・法律に基づく大統領や行政機関の権限を根拠にしている。しかし、政権が国内法を根拠として掲げることと、その措置が国内法上適法であることは別問題である。大統領令は法律や憲法を超えるものではない。権限の範囲、行使の条件、手續の適正さは、それぞれ検証されなければならない。

迅速送還は、一定の要件の下で通常の移民裁判所の審理を経ずに送還を進める制度で

ある。2025年1月の通知は、入国を許可されていないことなどの要件に加え、直前2年間の継続滞在を立証できない人々に対して、適用の範囲を広げた。これは、滞在2年未満の外国人なら誰でも無条件に送還できる、という意味ではない。制度の対象と保護のための手続を区別する必要がある。

行政にとって処理の迅速化は重要である。だが、迅速であるほど、身元や滞在歴の誤認、言葉が通じないことによる不利益、迫害への恐れを訴える機会の不足に注意しなければならない。一度送還してから誤りが判明しても、生命に危険が及んでいれば回復できない。現場の判断を支える通訳や審査担当者を確保し、誤りを是正できる仕組みを設けることは、行政を妨げるためではなく、執行の正当性を守るためである。

軍や州兵の投入も、緊急事態だから何でも許されるという話ではない。国境での輸送・施設整備などの支援と、国内での直接的な法執行は分けて考えなければならない。国家緊急事態法、州兵に関する権限、反乱法などはそれぞれ別の根拠と条件を持つ。実際、2025年1月の宣言は反乱法の発動の必要性について報告を求めており、宣言そのものを反乱法の発動と同一視することはできない。

出生地主義の制限をめぐる問題も、移民取締りの一手段としてだけ扱うべきではない。2025年1月に政権が打ち出した見直しは、米国で生まれた子どもにどの範囲で国籍を認めるかという、憲法上の国籍取得に関わる問題である。個々の送還手続と、国家の構成員を定める原則を同じ議論にまとめると、争点を見失う。

指導者に決断力があることは大切である。しかし、決断した内容や実行の方法が、法律に従っているかを確かめることも欠かせない。例えば、不法滞在への取締りが必要だとしても、人違いで拘束したり、本人の事情を調べずに送り返したりしてよいわけではない。政府の判断に誤りがあれば、裁判所などがそれを確認し、正せる仕組みが必要である。私は、国境を守るという目的には賛成しても、そのためならどんな方法を使ってもよいとは思わない。法に従った取締りを徹底してこそ、国民は政府の仕事を信頼できる。

4 国際法と国内法のせめぎ合いをどう考えるか

難民保護の中心には、危険な場所へ人を送り返してはならないという「ノン・ルフールマン」の原則がある。難民条約第33条は、一定の理由によって生命や自由が脅かされる領域への難民の追放・送還を禁じている。米国は1951年の条約そのものの締約国ではないが、1967年議定書への加入を通じて、条約の主要な義務を負っている。

ただし、難民条約第33条には、国家の安全に対する危険などに関する例外も置かれている。他方、拷問等禁止条約第3条は、拷問を受ける危険があると信ずるに足る実質的な根拠がある国への送還等を禁じている。両者の対象や例外を同じものとして扱うことはできない。犯罪歴や安全保障上の懸念があれば、拘束や訴追などを検討する必要があるが、それだけで拷問の危険がある国へ送り返してよいことにはならない。

自由権規約第13条は、合法的に領域内にいる外国人の追放について、法律に基づく決定や、原則として異議を述べて審査を受ける機会などを定めている。これを、あらゆる不法入国者について同じ手続を保障する条文、あるいは単純な集団送還禁止条文と説明するのは正確ではない。ただ、人数が多いからという理由だけで個々人の危険を調べず、一括して送還すれば、難民条約や拷問等禁止条約上の義務に抵触し得る。

世界人権宣言第14条も、迫害からの庇護を他国に求め、享受する権利を掲げる。しかし、この宣言は条約そのものではなく、希望する国への無条件の入国や永住を一律に保障するものでもない。家族関係や子どもへの影響を十分に考慮することも必要だが、そのことと、すべての家族に無条件の在留を認めることは区別しなければならない。

それでは、国内法に従っていれば、国際法上の義務は無視してよいのか。答えは否である。国家が引き受けた条約上の義務について、国内法を理由に不履行を正当化できないという原則は、条約法に関するウィーン条約第27条にも示されている。ただし、条約が国内の裁判でどのように適用されるかは、各国の憲法秩序や国内での実施制度によって異なる。国際的な義務と、国内での法の効力は、関連するが同一の問いではない。

日本は、国際的に約束した「迫害や拷問の危険がある場所へ送り返さない」という義務を守りながら、入国や滞在を管理しなければならない。そのためには、国内の法律に判断の基準を定め、実際に対応できる人員と施設を用意する必要がある。例えば、海で救助した人をどこに一時的に受け入れ、誰が通訳をし、誰が帰国した場合の危険を調べるのか。保護が必要な人にはどのような生活支援を行い、保護も滞在許可も認められない人にはどのように帰国を求めるのか。こうした仕事の分担を、危機が起きる前に決めておくべきである。「人命を守る」「国境を守る」と唱えるだけで、その仕事をする人も場所も用意しなければ、現場は動けない。そのしわ寄せを受けるのは、住民と避難してきた人々である。

5 海に囲まれているから安全とは言えない

日本は米国と異なり、陸続きの長大な国境を持たない。しかし、海があるから大丈夫という安心感は、備えの代わりにはならない。朝鮮半島や中国大陆などで大きな混乱が起これば、人々が海を渡って避難してくる可能性はある。発生時期や規模を断定することはできない。だからこそ、起きないと決め付けず、複数の事態を想定して備えるべきだ。予測の難しさを、準備しない理由にしてはならない。

日本には、すでにインドシナ難民を受け入れた経験がある。1975年の旧南ベトナム政権崩壊後、国外へ脱出する人々が増え、同年5月には日本にもボート・ピープルが到着した。1979年から1982年までの4年間は、到着人数が毎年千人台に達した。海は、人の移動を完全に遮断する壁ではなかった。

政府は当初、一時的な滞在を認める対応を取ったが、1978年にはベトナム難民の定住を認める方針を決定した。その後、対象をラオス・カンボジアの難民にも広げ、海外キャンプからの受け入れや、合法出国計画による家族再会にも対応した。状況の変化に応じて制度と運用を広げてきたのである。

外務省によると、1978年から2005年末までのインドシナ難民の定住受け入れは、計11,319人である。内訳は、ボート・ピープル3,536人、海外キャンプ滞行者4,372人、合法出国者2,669人、元留学生など742人である。この総数は、日本に海路で直接到着した人数と同じではない。日本の対応には、救助後の一時滞在と、海外からの計画的な定住受け入れという異なる経路があった。

インドシナ難民の受け入れに尽力した政府や支援団体の仕事は重い。しかし、過去に対応できたことは、次の危機にも対応できる保証ではない。仮に、多数の人々が短期間に限られた港や地域へ到着したらどうするのか。救助の船艇、診療の場所、寝具や食事、通訳、審査担当者を直ちに確保できるのか。こうした実務への答えがなければ、過去の経験を語っても安心の根拠にはならない。

現在の日本に法的枠組みがないわけでもない。難民条約への加入に伴う難民認定制度があり、2023年12月には、条約上の難民に当たらなくても保護すべき紛争避難民などを対象とする補完的保護制度が始まった。2024年6月には、送還停止効の例外や監理措置などを含む改正入管法の主要部分も施行された。

問題は、これらの制度が大量流入の際にも機能するかである。審査が滞り、仮の滞在が長期化すれば、住まい、医療、就学、生活費への対応も続く。国と自治体の責任分担

が曖昧なままなら、負担は到着先の地域に集中し得る。制度があるという説明だけでは、この危機に答えたことにならない。政府は対応能力と不足する部分を示し、国民が備えの実態を判断できるようにすべきだ。

6 備えの不足は地域の暮らしに及ぶ

仮に、一つの地域へ多数の避難者が到着し、既存の施設では収容できなくなった場合を考えてほしい。仮設の滞在場所、医療、通訳、子どもの就学に、追加の人員と費用が必要になる。確保が遅れば、避難者の生活環境が悪化し、住民向けの行政サービスにも負担が及び得る。これは受け入れ方針への賛否にかかわらず備えるべき事態である。国民生活を守るという言葉、具体的な準備に変えなければならない。

まず、危険な海を渡ってきた人の命を救い、安全な場所で一時的に受け入れる。その後、一人ひとりの事情を調べ、帰国すれば迫害や重大な危険にさらされるのか、日本で保護する必要があるのかを判断する。保護が必要な人には、滞在や生活の支援を行う。このように、命を救うこと、保護の必要性を調べる、日本で長く暮らすことを認めることは、段階を分けて考えるべきである。救助したからといって、直ちに永住を認める必要はない。反対に、日本での滞在を認めるか決まっていなかったらといって、目の前の命を見捨ててはならない。保護を認めない場合にも、その理由を本人に説明し、判断が間違っていると思えば再検討を求められるようにする。その上で、保護の必要がなく、ほかの理由による滞在も認められない人には、帰国先で迫害や拷問などの危険がないことを確認して、帰国を求める。

国が受け入れを決め、自治体に実務を任せただけでは済まない。住居、学校、医療に必要な財源と人員を国が確保し、地域ごとの負担を調整すべきである。説明の不足や対応の遅れが続けば、住民の不満と避難者の孤立が深まり、対立を招くおそれがある。混乱が起きてから住民に理解を求めるのでは遅い。国民の納得を得る責任も、国の側にある。

政府は、受け入れ施設、通訳、医療、審査人員の確保状況を点検し、不足を埋める期限を示すべきだ。人数や到着地域の異なる想定で訓練し、国と自治体の役割、費用、緊急時の判断権限を明確にする。周辺国や国連難民高等弁務官事務所との分担協議も進める。国会には、政府の計画を検証する責任がある。国民が問うべきは、受け入れるか否かという賛否とともに、実際に対応できる体制があるかどうかである。

7 国民自身が備えを問う時である

日本国民には、この問題を遠い国の騒動として終わらせないでいただきたい。周辺の混乱が日本に及べば、対応するのは政府だけでなく、自治体、医療機関、学校、地域の住民である。「困っている人は皆、受け入れるべきだ」と言うのであれば、その人々の住まい、生活費、医療、子どもの教育を、誰がどのように支えるのかまで示す必要がある。他方、「入国や滞在の規則に違反した人は、全員送り返すべきだ」と言うのであれば、帰国すれば命を狙われたり拷問を受けたりする人をどう見分け、誤って送り返さないようにするかを示さなければならない。受け入れる場合にも、帰国を求める場合にも、実行できる仕組みと、それを担う人員が要る。賛否を述べるだけでは、国民の暮らしも人命も守れない。

私は、備えの実態を確かめないまま安心することを、強く危惧する。政府と国会は、対応能力と不足を国民に説明し、必要な準備を急ぐべきだ。私たちも、政治に具体的な計画と実行を求めなければならない。危機が現実になってからでは、施設も専門の人材もすぐには増やせない。準備の遅れによる混乱を引き受けるのは、私たち自身である。

トランプへの評価を超えて、日本が国民生活と人命を守れるのかを、今こそ厳しく問いたい。

(関係資料は割愛)

(了)